

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 9月 8日 更新

事務事業名		地域改善対策高等学校等奨学資金返還事務事業			<input type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系	政策	2	福祉の健全		所属部	教育委員会事務局教育部	課長名	田中 政吉
	施策	5	こども・子育て支援の充実		所属課	人権啓発教育課	担当者名	杉山 純一
	業務分野	17	子育ての経済的負担の軽減		所属班	啓発教育班	(内線)	5332
予算科目		会計一般	款 3	項 1	目 8	事業連番 11285	法根拠	
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 58 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)		

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】 (開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む)	地域改善対策事業の奨学資金貸付事業(県委託事業)の納付書発送及び納付相談等を行う事務事業である。昭和44年より、同和対策事業特別措置法の施行をきっかけに給付が開始される。昭和57年地域改善対策特別措置法の施行をきっかけに大学が貸与へ移行した。昭和62年地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行をきっかけに高校が貸与へ移行した。その後、平成14年3月に法が失効し、貸付が終了した。現在は返還事務のみを行っている。合併前のこの業務は学校業務担当課で行っていたが、貸付金返還が滞り気味となっていた。合併後、返還事務を効率的に実施するため借受人との連絡等を人権教育指導員と連携して行うこととなった。
【業務の流れ】	①県から納入通知が来るので随時、該当の返還申出者・滞納者へ転送する ②督促状の送付 ③納付相談 ④免除・猶予申請等相談対応 ⑤免除・猶予申請手続き ⑥調査のための住民票・税証明などの公用請求 ⑦事務交付金請求事務 ⑧随時戸別訪問
【主な予算費目】	(歳入) 教育総務費補助金 (歳出) 需用費・役務費

(1)事務事業の振り返り・計画
 ①6年度事務事業の成果・実績
 旧地域改善対策事業奨学資金貸付事業の償還事務(債権者である県より委託された事務)を人権教育指導員と職員が合同で行った。
 【令和6年度】 返還対象者6人(返還5人、猶予申請1人)

②7年度計画(次年度に計画している主要内容) ③予算の主な増減の理由
 滞納者や未手続き者が出ないように人権教育指導員と職員が連携して償還手続きや相談対応を行う。

成果指標	(単位)	データ取得方法
ア 現年度分収納率(県全体)	%	

(2)成果指標・総事業費の推移		単位	4年度	5年度	6年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
			実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
成果指標	ア %		98.8	95.6	100	0	100	100	100	100
事業費	国庫支出金	千円								
	都道府県支出金	千円	23	53	47	47	41	38	35	32
	地方債	千円								
	その他	千円								
	繰入金	千円								
	一般財源	千円								
(A) 事業費計	千円		23	53	47	47	41	38	35	32

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)
 経済的理由で納入が滞っている償還者がいるため、面談・郵送・電話で納付相談を行った。居所不明で連絡が取れない者については県直接対応案件への移行を図った。

(4)今後の事業の方向性
 廃止 縮小 事業のやり方改善 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)